

## 建築物空気環境測定業の登録基準

### 1 物的要件

次の機械器具を有すること	
	グラスファイバーろ紙（0.3 マイクロメートルのステアリン酸粒子を 99.9% 以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね 10 マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
	検知管方式による一酸化炭素検定器
	検知管方式による二酸化炭素検定器
	0.5 度目盛の温度計
	0.5 度目盛の乾湿球温度計
	0.2m / s 以上の気流を測定することができる風速計
	から については、同程度以上の性能を有する測定器を含む。
	空気環境測定の測定作業に必要な器具（測定器固定用スタンド等）

### 2 人的要件（空気環境測定実施者）

空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当すること。	
	空気環境測定実施者講習会（又は再講習）を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者
	建築物環境衛生管理技術者免状を有する者
	引き続き、その者を監督者として再登録を受けようとする場合は、空気環境測定実施者再講習会を修了し、修了した日から 6 年を経過しないこと

### 3 維持管理の方法等に係る要件

	空気環境の測定は、法律施行規則第 3 条の 2 第 1 号に定める方法に準じて行うこと。
	空気環境の測定の結果を 5 年間保存すること。
	空気環境の測定に用いる測定器について、定期的に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
	空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 及び に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっては、測定結果の保存は自ら実施すること。
	建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。